

調査研究活動における不正防止計画

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所は、調査研究活動における不正行為を防止し、科学研究費を含む研究費の適正な管理・運営を確保するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 調査研究活動における不正防止

不正発生要因	不正防止計画
調査研究活動における不正防止に関する意識の不徹底	規則の内容について研究所内外に周知を図る。研究倫理教育責任者を置き、調査研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を年1回実施し、その検証・確認をする。
調査研究データの保存・開示に関するルールの不徹底	報告書や論文作成に使用した研究データ等の資料を5年間保存し、必要な場合に開示することを研究者等に義務付ける。
調査研究活動における不正行為に関する通報窓口の周知が不十分	研究活動における不正行為に関する通報窓口を設置し、ホームページ上での公開等により研究所内外に周知を図る。

2. 科学研究費を含む研究費の適正な管理・運営

不正発生要因	不正防止計画
不明確な責任体系	最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、ホームページでの公開等により研究所内外に周知を図る。
納入及び検収業務の形骸化	科学研究費に関して納入される物品の検収は、総務課において行うものとし、納品事実の確認を徹底するとともに、取引業者に対しては研究費の適正な使用についての周知を行い、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

不正発生要因	不正防止計画
非常勤雇用者についての 不明確な雇用管理体制	研究に係る非常勤雇用者の業務の進捗管理や 指導・教育は研究室(研究者)が行うこととし、 勤怠管理は総務課に出勤簿を備え付けて行う こととする。
出張旅費・謝金等の支払いに係る 事実確認の不徹底	出張については事前に処務規則に基づいて承認 を得るとともに、旅費等について総務課に申し 出ることとし、出張後は復命書とともに出張 の事実を確認できる領収書等を提出する。 謝金等の支払いをする場合は事前に会計内規 に基づいて承認を得るとともに、経費等につい て総務課に申し出ることとする。終了後は、謝 金領収書、業務報告書等を提出する。
内部監査の不徹底	コンプライアンス推進責任者は、監査法人・監 事と連携して内部監査を実施する。
研究費の不正使用に関する 通報窓口の周知が不十分	不正使用等に関する通報窓口を設置し、ホーム ページ上での公開等により研究所内外に周知 を図る。